

「安倍川水環境検討委員会」規約

（趣旨）

第1条 この規約は、「安倍川水環境検討委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は、近年の安倍川の濁水長期化の課題等について意見を述べることを目的として中部地方整備局静岡河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 委員会は、事務所長が委嘱する委員（別表）で構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員は委員又は事務局の発議により、出席委員の3分の2以上の同意を得て、追加することができる。

4 委員会は、特定の課題について検討・調整を行うため、作業部会を設けることができる。

（議事等）

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政及び団体に関わる委員についてはこの限りでない。

（委員長）

第5条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長は、副委員長を指名し、副委員長は委員長に事故ある場合には、委員長を代行して会務にあたる。

4 委員会は、委員長が招集する。

(情報公開)

第6条 会議は原則公開とし、会議資料は中部地方整備局静岡河川事務所(以下「事務所」という。)のホームページに掲載するとともに事務所で閲覧することができる。

2 事務所以外での会議資料の公開方法については、委員会で定める。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ有識者等を招聘し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、事務所に置く。

2 事務局は、委員長の指示により、会議資料の作成、説明、議事要旨及び会議内容のとりまとめ等を行うものとする。

(規約の改正)

第9条 規約の改正は、全委員総数3分の2以上の同意を得て、これを行うものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

(付則)

この規約は、平成17年5月16日から施行する。